

役員等の報酬および費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、役員、評議員（以下「役員等」という。）が職務のため勤務した場合の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 役員等は、原則として無報酬とする。

(費 用)

第3条 役員等が、職務のため旅行した場合は、当該役員等に対し、交通費等の実費に相当する額を費用として支給する。

(退職手当)

第4条 役員等には、退職手当は支給しない。

(その他)

第5条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第6条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則 この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する（公益財団法人の合併）。